障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会　令和 8 年 11 月17 日(火曜日)
10:00～12:00
大阪府　基本回答(当日よみあげ回答)

(要望項目)

23. 手話施策推進法によれば、地方公共団体は、手話を使用するこどもが学校生活において手話を自由に使用することができる環境の整備が図られるよう必要な施策を講ずるものとされています。府立高等学校を含む府内の全ての学校に在籍する、聴覚障害児童・生徒に対する実態把握と支援策を講じてください。

②ろう学校以外の支援学校を卒業したろう重複障害者についての実態を把握するとともに、卒業したろう重複者はもちろん、乳幼児期や学齢期を含めた全てのろう重複障害者が、手話言語を習得するための対策を講じてください。

(回答)

○府では、聴覚に障がいのある方々等の手話の習得の機会の確保を目的とし、「大阪府言語としての手話の認識の普及及び習得の機会の確保に関する条例」いわゆる手話言語条例を制定しています。

○乳幼児期においては、府立福祉情報コミュニケーションセンターを条例に基づく中核拠点として、また、国の基本方針が示す難聴児に対する早期支援の中核機能拠点と位置づけ、聴覚に障がいのある、またはその疑いがある時期から、支援が受けられるよう、体制を整備しています。

○具体的な施策として、臨床心理士による相談支援、療育機関等と連携した情報提供、手話言語習得支援者を養成し派遣する事業等を実施しており、現在、難聴児のみならず重複障がい児にも広く活用いただいているところです。

○支援学校を卒業後の重複障がいの方の個人情報等については、障がい者手帳の取得、障がい者福祉サービスの支給決定などの手続きを市町村において実施していることから、大阪府においては把握しておりませんが、当該府立福祉情報コミュニケーションセンターは、視聴覚障がい者情報提供施設であり、重複障がいの方に利用していただくことが重要であるとの認識の上、引き続き同センターの周知広報に努めてまいります。

(回答部局課名)　福祉部　障がい福祉室　自立支援課

(要望項目)

28. 事業報酬の引き上げを国にねばりづよく働きかけるとともに、大阪府として独自の支援を行ってください。

③ 国の臨時改定による基本報酬引き下げに伴い、地域で真に必要な障害児・者の居場所やグループホームの新規開設が停滞しないよう、府内の需要バランスを精査し、必要地域における新規開設への独自の激変緩和措置や開設初期費用への補助を行ってください。また、2027 年度の定期改定に向け、現場が黒字経営を維持し質の高い支援を継続できるよう、国に対して安易なマイナス改定を行わないよう強く求めてください。

(回答)

○府においては、報酬改定に伴う課題等について、市町村と共有を図るとともに、障がい当事者の方や事業者からご意見を踏まえ、制度の改善等を国に要望してきたところです。

○ご要望の府独自の補助は困難ですが、現在、国の障害福祉報酬改定検討チームにおいて、次期報酬改定に向けた検討が行われているところであり、国の動きを注視するとともに、必要な場合は、制度の改善等を国に要望してまいります。

(回答部局課名)　福祉部　障がい福祉室　生活基盤推進課

(要望項目)

28. 事業報酬の引き上げを国にねばりづよく働きかけるとともに、大阪府として独自の支援を行ってください。

④障害福祉現場では慢性的な働き手不足が続いており、事業継続が困難になっている事業所も増えています。大阪府として福祉人材確保に向けた総合的な計画を立てて実行してください。民間福祉施設で働く職員に対して、賞与支払い等への府独自の支援策を実施してください。

(回答)

○介護・福祉人材の確保については、喫緊の課題であると認識しており、令和５年３月に策定、昨年度中間見直しを行った「大阪府介護・福祉人材確保戦略 2023」を踏まえ、「参入促進」「労働環境・処遇の改善」「資質の向上」の３つのアプローチによる取組を実施しています。
○具体的には、大阪福祉人材支援センター運営事業による無料職業紹介を通じた求職相談・マッチングによる人材確保や、職員のキャリア形成の支援を目的とした階層別（新任職員、主任・リーダー、管理職等）の専門的研修などの資質向上に向けた取組を実施しているところです。
○また、府では昨年度、障がい福祉分野に特化した人材確保の取組として、「障がい福祉のしごと就職相談会＆面接会」を初めて実施するとともに、障がい福祉分野の仕事内容や魅力を発信するセミナーや職場体験事業を実施しました。
○今年度は、これらの相談会やセミナー等の開催回数を拡充して実施しているところであり、障がい福祉分野へのさらなる参入促進に努めています。
○「第５次大阪府障がい者計画」は今年度末をもって計画期間が終了することから、府では第６次大阪府障がい者計画の策定に向け、昨年度、当事者やその家族、地域団体の関係者、市町村職員等で構成する計画策定検討部会において、生活ニーズ実態調査の結果も踏まえながら、次期計画の方向性について議論を重ねていただきました。
○府としては、本年６月に取りまとめられた意見具申の内容を踏まえ、次期計画に「障がい者の生活を支える人材の確保・育成」を明確に位置づけるとともに、障がいのある方一人ひとりが希望する暮らしを実現できるよう、必要な施策を推進してまいります。
○引き続き、障がい福祉サービスが安定的に提供されるよう、人材の確保・育成に取り組んでまいります。
（回答部局課名）　福祉部　地域福祉推進室　福祉人材・法人指導課（下線部について回答）
福祉部　障がい福祉室　障がい福祉企画課

（要望項目）
28. 事業報酬の引き上げを国にねばりづよく働きかけるとともに、大阪府として独自の支援を行ってください。
⑤「北摂聴覚障害者センターほくほく」や「泉州聴覚障害者センターなんなん」「京阪聴覚障害者センターけいけい」は就労継続支援B型でありながら制度の狭間に取り残されたろう高齢者に対し、介護保険の代替的なサービスを提供しています。時間刻みを導入すると、障害特性に応じた支援を提供している事業所は軒並み潰れてしまいます。次期報酬改定で就労継続支援B型への「時間刻み報酬」を導入しないよう国に強く働きかけるとともに、大阪府として支援措置を講じてください。
（回答）
○現在、国においては、次期報酬改定に向け様々な検討が行われているものと認識しており、大阪府においても、国の動向を注視しているところです。
○報酬改定に伴う課題等については、大阪府においても、様々な機会を通じ、市町村と共有を図るとともに、障がい当事者の方や事業者からご意見を受け、必要な場合は、制度の改善等について、国へ要望してきました。
○今後とも、利用者が、適切なサービスを受けることができるよう、支援の度合いの高さや、利用者の特性を踏まえた必要な報酬水準が担保される報酬上の措置を、国の責任において検討するよう引き続き要望してまいります。
（回答部局課名）
福祉部　障がい福祉室　生活基盤推進課

（要望項目）
32. 福祉制度を活用した障害児者の学びの場の、支援内容の拡充と運営が円滑に進められるよう、支援策を講じてください。
① 自立訓練事業を活用した学びの場の支給決定期間の更新に当たっては、利用者・家族の「さらに学びたい」とのねがいが受けとめられるように、市町村と審査会に「自立訓練(生活訓練)に係る支給決定期間の更新の取り扱いについて」(令和 3 年 3 月 26 日、厚生労働省・事務連絡)の趣旨を徹底してください。また、利用期間 2 年の有期限を 4 年間に延長できるよう国に強く働きかけてください。
② 障害福祉サービスによる「学びの場」では、そこに通う学生(利用者)に通学定期や学割が適用されません。大阪府と

して「支援学校等卒業後の学びの場ホームページ」で認証した学びの場の学生に「在学証明書」並びに「通学証明書」を発行するとともに、JR西日本や関西鉄道協会などにはたらきかけ通学定期や学割が利用できるようにしてください。交通費等を一部支給する「更生訓練費給付事業」を実施する市町村が拡大するよう府内自治体に働きかけるとともに、学びの場に通う学生の通学負担軽減のための補助制度を創設してください。

③ 学びの場に通う障害のある青年たちに、行き届いた丁寧な支援ができるように職員配置基準と報酬単価を引き上げるよう、国に働きかけてください。

④ 福祉部として「卒後の学びの場・専攻科を実現する会」や関係者との懇談の場を設けてください。

（回答）

○厚生労働省令で定める標準利用期間は二年間（長期間入院していた又はこれに類する事由のある障がい者にあっては、三年間）と定められております。さらに、市町村審査会の個別審査を経て、必要性が認められた場合に限り、最大１年間（原則１回）の支給決定期間の更新が可能とされております。

○国への提案を経て、国から標準利用期間を超えた取扱について、「標準利用期間を超えて、さらにサービスが必要な場合については、市町村審査会の個別審査を経て、必要性が認められた場合に限り、最大１年間（原則１回）の支給決定期間の更新が可能」との通知が発出されており、令和３年度中に全市町村に案内したところです。

○自立訓練の標準利用期間については、サービスが効果的かつ効率的に行われるよう、標準利用期間を設定されているところですが、当該期間が適切な期間であるか検証し、必要な措置を講ずるよう、引き続き、国に対し要望してまいります。

○障がいのある者の学校卒業後等の学びの場については、障害者総合支援法に基づき行われる、自立訓練や就労継続支援Ｂ型等の障がい福祉サービスを活用し実施しているものです。

○更生訓練費については、地域の実情に応じて実施する地域生活支援事業の市町村任意事業に位置付けられているため、事業の実施は市町村の判断となっています。

○障がい福祉サービスの利用者負担について軽減措置が図られている中で、交通費等の実費は自己負担となっていますが、この交通費実費部分について、大阪府独自に補助制度を設けることは困難です。

○これまで、府においては、他府県とともに、障がい福祉サービスの利用者負担に関し、障がい者が安心して必要なサービスを利用できるよう国に対し要望してきたところですが、引き続き所要の改善を行うよう、国への要望を行ってまいります。

○加えて、障がい福祉サービスにおける人員配置基準や報酬額についても、必要な改善を図るよう国に要望してきたところです。

○今後とも、利用者が、適切なサービスを受けることができるよう、支援の度合いの高さや、利用者の特性を踏まえた必要な報酬水準が担保される報酬上の措置を検討するよう、国に要望してまいります。

○なお、「学びの場」については、生徒や保護者等の皆様にご活用いただけるよう、引き続き、関係機関に対する情報提供を行うとともに、府のホームページにおける情報公表を進めてまいります。

（回答部局課名） 福祉部 障がい福祉室 障がい福祉企画課
福祉部 障がい福祉室 自立支援課（下線部について回答）
福祉部 障がい福祉室 生活基盤推進課（二重下線部について回答）

（要望項目）

35. 放課後等デイサービスについて、現場の声を聴く機会を設け、実態を踏まえて下記の要望を国に要望してください。また、府としてできることも行ってください。

⑥2026 年 12 月にこども性暴力防止法が施行。また、2027 年度の報酬改定と同時にスタッフ研修制度が開始され、職種や実務経験を問わずすべての支援者が受講する必要があるなど対応に追われています。府として情報の発信と研修の実施などを行ってください。府としての動きを教えてください。

（回答）

○こども性暴力防止法施行に伴い必要となる対応については、事業者から法律の規定が分かりにくいことや、資料を読んでも、いつまでに何を行うべきか具体的に把握しにくい、といった声を聞いており、府としては本年 11 月に大阪で開催される国の説明会に先駆け、法の趣旨や概要、事前研修など今すぐに着手が必要なことなどにポイントを絞った府独自の説明会を地域ごとに計９回、事業者の方が参加しやすいようにアーカイブ配信を含めたオンラインにより実施したところです。また、府ホームページにおいても、法施行に伴い必要となる対応について、お示ししているところであり、事業者の方ができるだけ負担のかからないように

丁寧に周知してまいります。
○また、事業者が安全確保措置や情報管理措置等の必要な対応を着実に実行できるよう、国において必要な措置を行うよう要望しているところです。
○2027 年度の報酬改定に向けた議論を進めている有識者会議（障害福祉報酬改定検討チーム）において、検討が進められており、障害児支援における「基礎・実践研修」、「リーダー研修」、「コア人材研修」の３階層による人材育成体系を構築することが適当とされ、「リーダー研修」及び「コア人材研修」については、都道府県及び指定都市による実施を念頭に検討されているところです。
○府としては、引き続き、国の動きを注視するとともに、必要に応じて国に要望してまいります。
（回答部局課名）　福祉部　障がい福祉室　生活基盤推進課
福祉部　障がい福祉室　地域生活支援課
福祉部　子ども家庭局　子育て支援課

（要望項目）
36. 大阪府内に入所施設を必要数整備するとともに支援内容を充実してください。
①年々深刻さを加える家族介護から家族が暮らす身近な地域での社会的介護による暮らしに移行できるよう、入所施設を含めた社会資源を計画的に整備してください。中でも、自宅やグループホームでの暮らしが難しい重度の知的障害や強度行動障害のある人に対応できる入所施設を整備してください。
（回答）
○府では、入所施設をはじめグループホームなど、地域の様々な社会資源を活用し、障がい者や家族の状況に応じて、適切なサービスを提供していくため、市町村と連携し、相談支援体制の確保や暮らしの場となるグループホームの整備促進など、地域の支援体制の拡充に取り組んでいるところです。
○特に、重度の知的障がい者や強度行動障がいの状態を示す障がい者を支援できるグループホーム等の事業所の拡大は、入所施設からの地域移行や地域での暮らしを継続していくために重要と考えております。
○このため、府独自事業として、重度障がい者の受入れに必要な環境整備に係る費用を助成する「大阪府重度障がい者グループホーム等整備事業費補助金」を実施しています。今年度は、障がい特性等のアセスメント及び関係機関との支援内容の協議等を行う事業所を対象としており、次年度以降、補助事業所からの実績報告を基に、府よりそのプロセスを府内市町村に情報共有し、事例の横展開を図ることで、重度障がい者の地域移行や地域生活継続の方策を検討していただくよう働きかけてまいります。
○　また、本人や家族、グループホーム等事業者が、本人中心の視点に基づき、重度障がいのある方も含めて地域で生活するということをイメージしていただくための普及啓発や、その実現に向けて、施設及びグループホーム等の関係機関が連携して地域生活を推進するためのモデル事業に取り組む団体を支援する「大阪府地域生活推進事業費補助金」を実施するなど、ハード・ソフトの両面から事業所の取組みを支援しているところです。
○　さらに、障がい者の生活を地域全体で支えるため、市町村における地域生活支援拠点等について、「緊急時の受入れ・対応」や親元からの自立に向けた「体験の機会・場の提供」等の機能拡充が図られるよう、意見交換会の開催による好事例の情報共有など、引き続き、市町村の取組みを支援してまいります。
（回答部局課名）　福祉部　障がい福祉室　地域生活支援課
福祉部　障がい福祉室　生活基盤推進課

（要望項目）
36. 大阪府内に入所施設を必要数整備するとともに支援内容を充実してください。
②　医療的ケアの利用者を受けとめることのできる障害者のくらしの場の整備を、府の責任で行ってください。また、看護師配置が可能となる補助制度を創設してください。
（回答）
○府においては、医療的ケアが必要な重症心身障がい児者の地域生活を支えるために、医療・福祉等関係機関の連携体制を構築し、地域生活を維持・継続していただけるよう努めるとともに、地域ケアシステムの強化や障がい福祉サービスの充実強化に取り組んでいます。
○また、令和５年４月には「大阪府医療的ケア児支援センター」を設置しました。支援センターでは、市町村や医療、福祉関係等の支援機関と連携し、医療的ケア児やその家族が安心して生活できるよう必要な支援に

つなげてまいります。
○なお、重症心身障がい児者入所施設の新設については、設立意向の法人等からのご相談があれば、的確に対応してまいります。
○加えて、府では、入所施設だけでなくグループホームなど、地域の様々な社会資源を活用し、適切なサービスを提供していくことが必要であることから、地域の暮らしの場となるグループホームの整備促進に取り組むなど、地域の支援体制の充実に取り組んでいるところです。
○施設入所者への医療的ケアの充実を図るため、夜間看護体制加算について、これまでの看護職員の配置人数によらない一律の加算から、配置した看護職員の人数に応じた評価に見直されたところです。
○入所者のケアがきめ細かく実施されるよう、職員配置基準等の更なる改善や必要な財源措置について、引き続き、国に要望してまいります。
（回答部局課名） 福祉部 障がい福祉室 地域生活支援課（下線部について回答）
福祉部 障がい福祉室 生活基盤推進課

（要望項目）
36. 大阪府内に入所施設を必要数整備するとともに支援内容を充実してください。
③ 基本報酬の引き上げを国に求めてください。また、夜間の体制が厚くできるよう、加齢や重度化の実態に合わせて補助を行ってください。
（回答）
○令和６年度の報酬改定においては、入所施設における夜間の看護体制を拡充し、入所者への医療的ケアの充実を図るため、夜間看護体制加算について、これまでの看護職員の配置人数によらない一律の加算から、配置した看護職員の人数に応じた評価に見直されたところです。
○現在、国の障害福祉報酬改定検討チームにおいて、次期報酬改定に向けた検討が進められているところです。
○府といたしましては、必要な報酬改定や財源措置など、国の責任において継続的な処遇改善を図るよう、引き続き国に働きかけてまいります。
（回答部局課名） 福祉部 障がい福祉室 生活基盤推進課

（要望項目）
36. 大阪府内に入所施設を必要数整備するとともに支援内容を充実してください。
④ 入所施設で暮らす障害者が通院・入院した際に必要な支援が行えるよう、職員配置基準の改善を国に働きかけるとともに、大阪府としても独自の加配制度を設けてください。
（回答）
○入所者の重度化・高齢化に伴い、医療的ケアが必要な入所者が医療機関に通院する頻度が高くなっていることから、令和６年度の報酬改定において、入所者の通院に係る支援を評価する通院支援加算が創設されました。
○また、入所者が病院又は診療所へ入院等をした場合は、入院・外泊時加算又は入院時支援特別加算の算定が可能です。
○報酬額や人員配置基準は、障害者総合支援制度に基づく全国一律の制度であり、その改善について、必要に応じ国に要望してまいります。
（回答部局課名） 障がい福祉室 生活基盤推進課

（要望項目）
36. 大阪府内に入所施設を必要数整備するとともに支援内容を充実してください。
⑥ 児童施設の超過齢者も含めた大阪府内の施設入所待機者の状況を明らかにするため、「令和 6 年度施設入所の待機者に関する実態調査」に相当する調査を毎年継続して実施してください。
（回答）
○「施設入所の待機者に関する実態調査」については、昨年度に引き続き、令和８年８～９月に実施しました。

○今年度の調査については、本人の明確な意思であることが重要で、意思決定支援の必要性を認識していただくため、待機している理由の選択肢に、「本人のこれまでの言動や生活状況から、入所を希望していると推定したため」などを追加して実施しました。
○府では、令和５年度より実施している本調査結果を踏まえ、「障がい者の地域生活の継続を支援するための体制整備」を推進するため、市町村及び事業所等への支援を強化し、相談支援体制の充実・強化や地域での支援体制の整備を図るため、令和６年度から入所施設等からの地域生活への移行及び地域生活の継続に向けた「地域生活推進事業費補助金」や「重度障がい者グループホーム等整備事業費補助金」等を、知事重点事業に位置付け実施しているところです。
○引き続き、地域で安心して生活を継続していただけるよう、市町村をはじめ関係機関と連携し、地域の支援体制の整備に、取り組んでまいります。

（回答部局課名）
福祉部　障がい福祉室　生活基盤推進課

（要望項目）
36. 大阪府内に入所施設を必要数整備するとともに支援内容を充実してください。
⑦施設入所支援を提供する施設の生活介護の支給決定量について、実態に合わせたものとなるよう市町村に働きかけてください。
（ア）知的障害のある方が、平日に受けている食事や排せつ・入浴等の直接介助や、ふらつきで転倒しないか、食べ物をのどに詰めたりしないか、薬はきちんと飲めているか等の見守り支援は、土日祝日になくなるわけではありません。職員の直接介助や、危険を未然に防ぐための見守り支援があってこそ、知的障害のある人は安心した暮らしができています。人によってその必要な程度は異なりますが、実態に合わせて 31 日の支給決定を行うよう市町村、国へ働き掛けてください。

（回答）
○国通知「日中活動サービス等を利用する場合の利用日数の取扱いに係る事務処理等について」において、「原則として、各月の日数から８日を控除した日数(以下「原則の日数」という。)を限度として利用すること」とされています。
○ただし、同通知において、例外として、３つの要件が示されており、そのうち③として、「心身の状態が不安定である、介護者が不在で特に支援の必要があるなど、利用者の状態等に鑑み、市町村が必要と判断した場合には、「原則の日数」を超えて利用することができるものとする。」とされています。
○府においては、各市町村でそれぞれの障がい状況をふまえ適切に支給決定されるよう、国通知を踏まえ、個別ケースに応じ適切に判断のうえ支給決定を行うよう通知しており、引き続き市町村に働きかけてまいります。

（回答部局課名）　福祉部　障がい福祉室　障がい福祉企画課

（要望項目）
36. 大阪府内に入所施設を必要数整備するとともに支援内容を充実してください。
⑧ 入所施設からの地域移行を進める際は本人の意思を尊重し、希望しない場合は大阪府内の自治体や相談支援事業所、入所施設が地域移行を押し付けることのないように指導・助言してください。本人が希望する場合でも、家族のサポート・支援ありきではなく、公のサポート・社会資源により地域での生活ができるよう、十分な整備を行ってください。また、国に対してすべての利用者を対象とした地域移行の意思確認の義務化については見直して、加算や減算などの報酬による支援の誘導は取り止めるよう求めてください。

（回答）
○障がい者の意思決定支援については、今年度、国において「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン（第２版)」が作成されました。改めて、相談支援及び障害福祉サービス事業等の指定基準において利用者の自己決定の尊重及び意思決定支援への配慮、相談支援専門員やサービス管理責任者が行うサービス担当者会議等には、利用者本人が参加するものとし、当該利用者の生活に対する意向等を確認することが明記されたところです。
○それらの動向も踏まえ、府では、地域生活促進アセスメント事業を通じて相談支援体制の充実・強化とともに、地域生活に関する障がい者へのアセスメントを市町村が丁寧に行うよう、引き続き支援してまいりま

す。
○国においては、すべての障がい者が自らの臨む暮らしを実現することができるよう、障害者支援施設における支援者のための地域移行等の意向確認マニュアル」が示され、今年度より、それを基に各施設において地域移行等意向確認等に関する指針を作成し、利用者の意向確認を行うことが義務化されましたが、各施設が利用者への適切な意向確認を行っているかを客観的に確認できる方法が示されていないことから、府としては、国に対して、適切に意向確認ができているかを事業者自ら又は外部が確認できるような手法を検討するよう求めているところです。

（回答部局課名） 福祉部 障がい福祉室 地域生活支援課
福祉部 障がい福祉室 生活基盤推進課（下線部について回答）

（要望項目）

37. 安心して入居できるグループホームを整備してください。

③ 高齢化・重度化に伴い、平日・休日を問わずホームでの日中支援が求められ、かつ、複数職員での対応が必要なケースが増えています。「日中支援加算」を改善して、祝日・休日等、グループホームで行った全ての日中支援について加算が適用されるよう国に働きかけると共に、大阪府としても独自に補助を行ってください。

（回答）

○日中支援加算（Ⅰ）の祝日・休日等の算定や日中支援加算（Ⅱ）を初日から加算の対象とすることについては、これまでも国に要望してきたところです。
○障がい福祉サービスは国の制度であることから、国の責任で実施すべきものと考えており、ご要望の府独自の補助は困難なため、引き続き国に要望してまいります。

（回答部局課名） 福祉部 障がい福祉室 生活基盤推進課

（要望項目）

37. 安心して入居できるグループホームを整備してください。

④ 利用者の重度高齢化に伴い、体調不良により日中活動を休んでグループホームで過ごしたり、スタッフによる通院介助が必要となることが増えています。家族の高齢化も進み、帰省ができなくなっている利用者も少なくありません。今後入所施設からの地域移行先としてグループホームが挙げられていることなど、グループホームで「生活の場」にふさわしい支援が行き届くよう報酬を抜本的に改善するよう国に求めるとともに、大阪府として支援策を講じてください。

（回答）

○グループホームを始めとする障がい福祉サービスは国の制度であることから、国の責任で実施すべきものと考えており、ご要望の府独自の支援策を実施することは困難なため、引き続き国に要望してまいります。

（回答部局課名） 福祉部 障がい福祉室 生活基盤推進課

（要望項目）

37. 安心して入居できるグループホームを整備してください。

⑧ グループホーム入居者の通院介助については「月2回が限度」ですが、高齢になって複数の病院に通院が必要な人も増えている実態を踏まえて、必要とする通院回数と時間を増やすこと。通院介助は、慢性疾患の定期通院のみとなっていることを改め、緊急の通院でも利用出来るようにすること。グループホーム職員も通院支援できるようにすること。などの緊急時の対応に関して、報酬策定するよう国に求めるとともに、大阪府として補助を行ってください。

（回答）

○令和６年４月の報酬改定において、事業所に置くべき世話人及び生活支援員を超えて従業者を配置しているグループホームを評価する「人員配置体制加算」が新たに創設されたところです。
○障がい福祉サービスは国の制度であることから、国の責任で実施すべきものと考えており、ご要望の府独自の補助は困難なため、引き続き国に要望してまいります。

（回答部局課名） 福祉部 障がい福祉室 生活基盤推進課